

○宮崎大学大学院農学工学総合研究科運営委員会規程

〔平成19年4月1日  
制 定〕

改正 平成22年2月17日 平成22年9月24日  
令和2年11月6日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学大学院農学工学総合研究科委員会規程第7条第3項の規定に基づき、宮崎大学大学院農学工学総合研究科運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教員人事に関する事項
- (2) 研究科の教務及び学生に関する事項
- (3) 学位審査、学位授与に関する事項
- (4) 研究科の入試、転入学、転専攻、転教育コースに関する事項
- (5) 研究科の予算に関する事項
- (6) 研究科の将来構想に関する事項
- (7) 研究科のFDに関する事項
- (8) 研究科の質保証に関する事項
- (9) 研究科委員会から審議を付託された事項
- (10) その他委員会が必要とする事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 専攻長
- (4) 各講座から選出された専任教員1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員全員の出席をもって成立する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員に事故があるときは、その代理人を出席させるものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員会は、研究科委員会等に適宜検討の経過報告を行うものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、工学部教務・学生支援係（農学工学総合研究科担当）において処理する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月12日から施行する。